

審決 G1/24、EPO におけるクレーム解釈に関する ガイダンスを規定する

筆者：フランチェスカ・ジオヴァンニーニ (Francesca Giovannini)

2025年6月18日、欧州特許条約（EPC）に基づく最高司法権限を持つ欧州特許庁（EPO）の拡大審判部が、発明の特許性を判断するためのクレーム解釈に関する審決 G1/24 を下しました。拡大審判部は、特許性判断において、明細書の役割を考慮した上、特許性判断の目的としてクレーム単独では不十分で、クレームは開始点に過ぎず、明細書（図面が提示された場合、全ての図面も）を常に参酌しなければならないと決めました。拡大審判部の権限に照らすと、審決 G1/24 は、EPO の審査部により審査される全ての欧州特許出願に対する特許性判断に加えて、EPO の異議部及び審判部における全ての欧州特許の有効性判断にも影響を与えます。

拡大審判部の審査を受けた今回の特定の案件において、争点となったクレーム用語が、エアロゾル形成基質を備える加熱式タバコに用いられる物品に関するクレームにおいて定義されたそのような基質のエアロゾル形成材料の「ギャザーシート」（gathered sheet）です。これらの用語は、EPO において行われる異議申立及びその後の上訴手続で特許権者と異議申立人により異なって解釈されます（実際、常にそうなりますが）。一方では、特許権者は用語の通常の意味に基づき、当該物品の新規性を否定する先行技術は存在しないと主張しました。他方では、異議申立人は、「ギャザーシート」に対する、明細書から導き出され得るより広範だが技術的に意味のある解釈に基づき、引用された先行技術によって当該物品の新規性が否定されていると主張しました。審判部は、当該上訴手続を任され、当事者によるこれらの2つの解釈を検討し、関連法的根拠の面から、かつ、明細書及び図面の役割並びに考慮され得る状況を考慮した上で、クレームを解釈する

際の判例法の分かれるアプローチを特定しました。法的観点から、1つ目のアプローチが実質的に、クレーム解釈のプロトコルと共に、欧州特許の保護範囲を定義する EPC 第 69 条に依拠します。それに対し、2つ目の代替的なアプローチが、EPC 第 69 条よりも明確性要件を記載する EPC 第 84 条に依拠します。明細書に関して、審判部が下したいくつかの判決によると、明細書及び図面はクレームが不明確または曖昧である場合にのみ、考慮され得ます。

従って、法律に対する統一解釈を求め、共通原則を定めるために、審判部は、それらに対応する質問を拡大審判部に付託しました。最終的に、拡大審判部は最近の審決 G1/24 を下しました。

拡大審判部は、これらの2つの法的根拠、つまり、特許性よりも侵害判断に関連する EPC 第 69 条、及び、特許の範囲よりもその内容に重点を置きつつ本質が形式的要件にある EPC 第 84 条のどちらに対しても肯定的ではありません。特許性を判断するためにクレームを解釈する際に依拠する明示的な法的根拠がない状況において、拡大審判部は、判例法から適用可能な原則を抽出できると述べました。拡大審判部により判例法から特定された原則によれば、各特許性判断は必ずクレームから始まり、そして、（分かれる判決が存在するにも関わらず、）クレームが不明確または曖昧な場合だけでなく、クレームを解釈する際に明細書及び図面を常に参酌しなければなりません。拡大審判部が判例法の原則に対する分析において用いた論拠が、不明確または曖昧な場合にのみ明細書及び図面を参酌するという判例法の除外に繋がりましたが、EPC 第 69 条の原則を尊重し、クレームが保護範囲を決定するが「クレーム解釈時に明細書及び図面を用いるべきである」と述べ、欧州の国内裁判所における実務及び（ちょうど2年が経つ）統一特許裁判所（UPC）の実務を適切に考慮し、かつ、不明確または曖昧なクレームに対して明確なクレームを解釈するために異なる根拠を最終的に利用する非論理的なアプローチを回避するという点で多重で複雑でした。

これまでの UPC の判決を参酌すると、拡大審判部により審決 G1/24 において引用された *NanoString Technologies v. 10xGenomics* 事件が、UPC 控訴裁判所の最初の代替的な判決でした。この UPC 判決は、UPC により適用可能な、有効性及び侵害を判断することを目的とし、クレーム解釈するための最初の基準を定めた判決です。EPC 第 69 条により重点を置く UPC 控訴裁判所は、クレームは、欧州特許の保護範囲を判断するための開始点以上のものである（「開始点のみならず、決定的な根拠でもある」と述べた一方で、「特許クレームの曖昧さを解決するためだけでなく、特許クレーム解釈のための説明補助として明細書及び図面を常に用いるべきである」も指摘しました。

そのため、EPO 実務において、最近の UPC 実務に合わせて、明細書及び図面は、クレーム解釈に体系的に関連することとなります。このことは、欧州特許出願を起草する時にも、紛争となった場合に特許の新規性・進歩性を判断するために欧州特許のクレームを解釈する時にも、念頭に置くべきです。また、明示的な定義のみならず、暗黙的な定義に対しても、そして、明細書における用語の使用及び図面における表示に基づく用語に対する特定の解釈の明示的や暗黙的なディスクレマーまたは除外に対しても特に注意を払うべきです。